

小林小学校・平尾小学校 学校再編整備計画

教育環境の確保及び教育活動の充実を目的とした学校配置の適正化を推進するため、次のとおり小林小学校・平尾小学校における学校再編整備計画を策定する。

記

1 学校再編整備の対象校

- ・小林小学校
- ・平尾小学校

2 学校適正配置の手法

- ・小林小学校と平尾小学校を統合

3 活用する学校施設及び改修等の計画

- ・平尾小学校の校地(大阪市大正区平尾2丁目)
- ・既存施設を活用(教室改造等を含む)

4 学校適正配置の時期

- ・令和10年4月(平尾小学校の教室改造等の完了後)

5 学校再編整備の実施に伴う就学校の指定の変更

- ・令和7年度に小林小学校の第1学年から第3学年までに在籍している児童について、就学校の指定の変更(以下「指定校変更」という。)を行うことにより、令和8年4月、令和9年4月、令和10年4月のいずれかの時期に指定校変更対象校へ就学することができることとする。ただし、指定校変更の申請は1回限りとする。
- ・指定校変更を行う児童の兄姉が、当該児童と同じ学校に就学を希望する場合についても、指定校変更を行うことができることとする。なお、就学する時期は指定校変更を行った児童と同じ時期とする。

6 学校再編整備後の通学路と安全対策

- ・通学路(案)については別紙のとおり
- ・新たな通学路等、児童の安全確保については、警察や道路管理者等の関係先と協議しながら、学校適正配置検討会議において意見聴取し、必要な対策を検討する。

7 当該学校の児童数の推移・見込み

(1) 小林小学校について

- ・小林小学校の学級数は6学級であり、すべての学年で1学級(単学級)となっている。さらに少子化傾向が続く中、令和6年度の新1年生は11名となっている。今後も児童数の大幅な増加が見込めないことから、さらに小規模化が進むことも想定される。

※令和6年5月1日現在。児童数は特別支援学級児童数を含む。学級数は特別支援学級を含まない。以下同じ。

(小林小学校の児童数・学校数推計)

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和6年度	114人	6学級	11人	21人	19人	22人	20人	21人
令和7年度	113人	6学級	21人	11人	21人	19人	21人	20人
令和8年度	102人	6学級	10人	21人	11人	21人	18人	21人
令和9年度	97人	6学級	17人	10人	21人	11人	20人	18人
令和10年度	92人	6学級	13人	17人	10人	21人	11人	20人

(2) 平尾小学校について

- ・平尾小学校では、令和6年度に1年生が1学級(単学級)となり、今後も少子化が続く中、児童数は減少傾向となることが見込まれる。

(平尾小学校の児童数・学校数推計)

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和6年度	274人	11学級	33人	38人	53人	50人	50人	50人
令和7年度	266人	11学級	42人	33人	37人	54人	50人	50人
令和8年度	261人	11学級	45人	42人	33人	37人	54人	50人
令和9年度	256人	11学級	46人	45人	41人	33人	37人	54人
令和10年度	233人	10学級	32人	46人	44人	41人	33人	37人

(3) 学校再編整備後の小学校の児童数・学級数の見込み

- ・学校再編整備時の令和10年度には、児童数313人の12学級になる見込み。

(学校再編整備後の児童数・学校数推計)

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和10年度	313人	12学級	42人	59人	49人	60人	44人	59人

8 その他

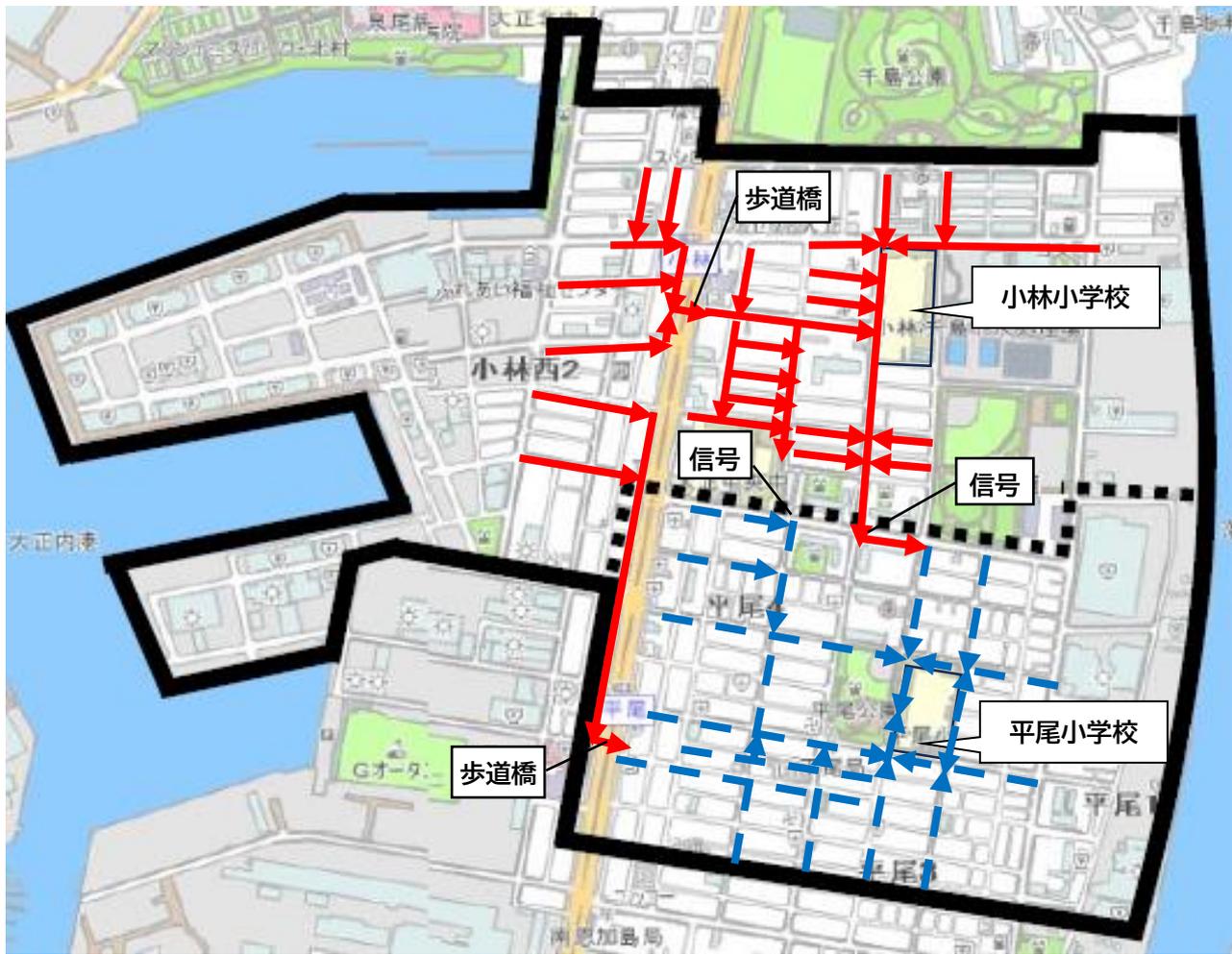
(1) 統合前後の学校運営等について

- ・統合を円滑に進めるため、合同行事などを通じて児童、教員の相互交流を図るとともに、教員間において、統合後の学校における教育方針や教育内容について話し合うなど、学校間の連携を強化していく。
- ・両校においてこれまで培ってきた取組み、文化等を統合後の学校に継承、発展させていく。
- ・学校数が2校から1校に減少することに伴い、必要となる取組みについては、統合前後の両校の状況やニーズを把握したうえで、本市の制度において認められた財政的な効果額を活用して実施する。
- ・教員定数については「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、国から措置される基礎定数が基本となるが、両校において円滑な移行が行えるよう、実態に即した配置を行っていくことにより、両校の体制強化や適切な学習指導、生活指導の充実に努めていく。

(2) 学校適正配置検討会議で意見聴取する事項等について

- ・本計画に関すること、学校名、校章、校歌、標準服その他必要な事項について、意見を聴取する。
- ・統合時に、新たな物品(標準服等)が必要な場合は、教育委員会が用意し、保護者に過度な負担を与えないよう配慮する。

再編整備後の通学区域図



凡例

- 小林小学校・平尾小学校統合後の通学区域
- 通学区域境界(連合振興町会境界)
- ▶** 小林小学校通学区域からの通学路
- - - - -▶** 平尾小学校通学区域からの通学路